

障がい学生支援のガイドライン

平成27年3月
兵庫県立大学

目 次

〈障がい学生支援のガイドライン〉

I	障がい学生支援に対する本学の取組方針	1
II	障がい学生支援の必要性	1
III	本学の今後の障がい学生支援	2
IV	入学前に支援を希望する学生への対応	2
V	入学後に問題が明らかになった学生への対応	3
VI	日常的な学生生活等支援	4
VII	キャリア支援	4
●	障がい学生支援体制イメージ	5

【様 式】

[別紙1]	障がいのある学生の修学支援等希望調査票	6
[別紙2]	障がいのある学生の修学支援等依頼書	7

障がい学生支援のガイドライン

I 障がい学生支援に対する本学の取組方針

本学においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65条。以下、「障害者差別解消法」という。）第2条第1号に規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者）に対し、障害者手帳や医師の診断書の有無に関わらず、等しく学修の機会が与えられるよう、本人と協議の上、必要な対応策を講じるものとする。（必要に応じて保証人（保護者）とも協議する。）

II 障がい学生支援の必要性

現在、障がいのある学生（以下、「障がい学生」という。）に対して、保健室職員や臨床心理士が中心となって、担任教員等とも連携しながら、様々な学生支援を行っているが、本学においても、障がい学生や、その疑いのある学生が増加しており、これらの学生に対する支援ニーズが高まっている。

また、障害者差別解消法第7条第2項では、公立大学法人においては、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」こととされている。

こうした障がい学生の支援要請の高まりや障害者差別解消法に適切に対応していくため、平成26年度に「障がい学生支援在り方検討委員会」を設置し、障がい学生の支援の在り方について検討してきたところである。

今回策定した「障がい学生支援のガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）は同検討委員会での議論も踏まえて作成したものである。

Ⅲ 本学の今後の障がい学生支援

今後の障がい学生支援については、ガイドラインに基づき、全学が一体となった支援体制を構築し、適切に実施する。また、その内容については、障害者差別解消法を踏まえ、障がい学生個々の実情に合わせたメニューを作成し、障がい学生にとって真に有用なものとなるよう努力していくこととする。

Ⅳ 入学前に支援を希望する学生への対応

1 入学前の準備段階

① 入学試験前

入学試験案内に、障がい学生のための相談窓口は、各キャンパス経営部学務課（以下、「学務課」という。）であることを明記し、適宜、面談や電話により受験生からの問合せに対応する。

② 入学試験合格発表後

入学試験合格者への必要書類の配布時に、「障がいのある学生の修学支援等希望調査票」【別紙1】（以下、「調査票」という。）を同封し、入学予定学生が障がいのある場合、その障がいの状況や希望する修学支援の内容を事前に聴取する。

③ 入学前相談

ア 支援希望者の面談

学生生活委員、教務委員及び学務課、保健室の教職員は、入学前に調査票の提出があった学生（調査票の提出は無いが支援等を希望する学生を含む。）及び保証人（保護者等）と面談し、学生の特性や乗り越えるべき課題、支援希望の内容等について把握、協議するなど、支援に必要な準備を入学前に進める。

イ 支援必要書類

面談の結果、学生及び保証人（保護者等）が支援を依頼する場合は、原則として、下記の書類の提出を求める。

- ・障がいのある学生の修学支援等依頼書【別紙2】
- ・主治医診断書（必要な支援内容が記入されているもの）

2 支援の決定まで

① 支援内容の検討

③アの支援希望者の面談及びイの支援必要書類を基に、学部長及び研究科長（以下、「学部長等」という。）、学部学生部長、学生生活委員、教務委員、学務課、保健室及びその他関係事務局各課において、学生への支援内容・体制を検討し、決定する。

② 情報提供書の作成

①に基づき、必要な情報を記載した「情報提供書」を学務課が作成する。

③ 教授会における報告

学務課は、教授会において、②の情報提供書等を参考に、学生の能力・特徴に合わせた支援内容や指導方法等について報告する。

3 支援決定後

① 学内関係者への支援依頼等

学部長等、学部学生部長及び学務課長は、決定した支援内容等に基づき、教務委員会、担当教員、その他関係事務局各課に対し、必要な支援について文書で依頼するとともに、学生及び担当教員に個別の指導・助言などのバックアップを行う。

② 支援内容の見直し

学部長等、学部学生部長、学生生活委員、教務委員、学務課及び保健室等の関係機関は、支援決定後においても、障がい学生との定期的な面談等を通じ、必要に応じて、支援内容や支援体制等の見直しを連携して適宜実施する。

V 入学後に問題が明らかになった学生への対応

1 情報収集

入学前の事前情報がなく、入学後に問題が明らかになった学生について、教職員や学生から相談があった場合は、担当教員、学生生活委員、学務課等において、情報収集を行うとともに、必要に応じて、医師の受診を勧める。

2 要修学支援者への対応

1 の情報収集等の結果、修学に関する支援が必要であると判断した場合、当該学生と面談を行い、何に困っているのか等を聴取し、支援を希望するかどうかを確認する。支援を希望した場合は、入学前に支援を希望する学生と同様の手続きを経て、支援を実施する。

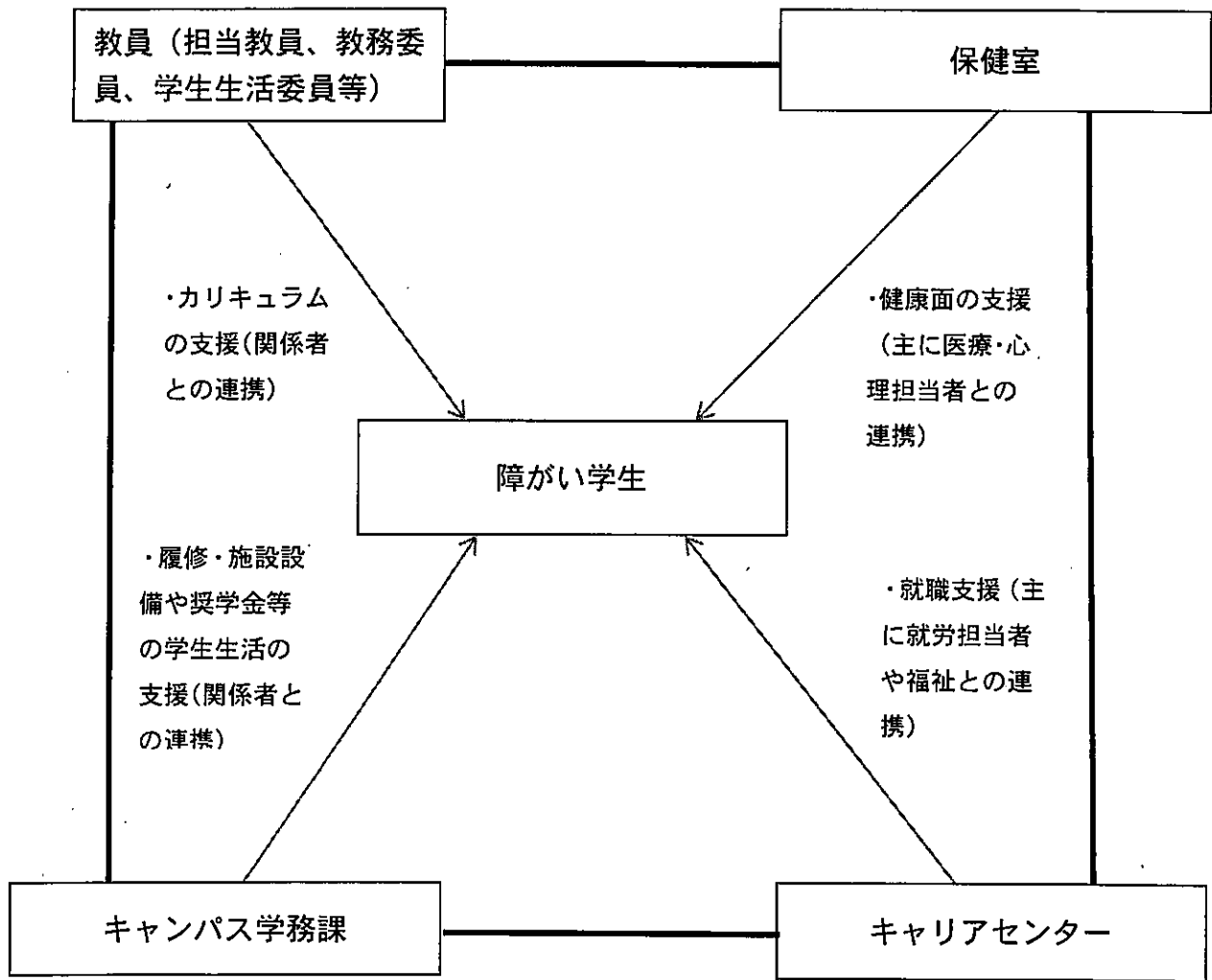
VI 日常的な学生生活等支援

- 1 障がい学生の日常的な学生生活に関する悩みに対しては、教職員の間で問題や対応についての情報を共有し、解決のための支援を行う。
- 2 障がい学生から利用施設の更なる改善を求められた場合は、適宜学生の支援希望内容、本人の身体の現状、診断書の内容、学校医の意見等を総合的に勘案し、必要な対策を講じる。

VII キャリア支援

就職支援については、個々の学生が持つ障がいの内容・特性を踏まえ、キャリアセンターと担当教員が情報を共有し、ハローワークをはじめとした国、地方公共団体、企業・団体、関係機関等と連携を図りながらの学生の希望が実現できるよう努力する。

障がい学生支援体制イメージ



【別紙1】

学籍番号

※記入不要

障がいのある学生の修学支援等希望調査票

年 月 日

兵庫県立大学学長 様

私は、修学等の支援を希望します。
障がいの状況や希望する支援の詳細については、後日、面談でお知らせします。

学部・学科、研究科・専攻：

学生氏名：



[障がい名]

障害者手帳の有無（該当するものに○をつけてください）

1 無 2 有（ア 身体 級、イ 精神 級）

[障がいの状況]

[希望する修学支援等の内容]

＜大学からのお知らせ＞

- ・ 本調査票は、障がいのある学生で修学支援等を希望する方のみ提出して下さい。
- ・ 本調査票の内容は、希望する修学支援等に関する事以外には利用しません。

【別紙2】

学籍番号

※記入不要

障がいのある学生の修学支援等依頼書

年 月 日

兵庫県立大学学長 様

私は、修学等の支援を依頼します。

なお、修学支援等に必要な情報を、学内の関係する教職員が共有することについて、異議はありません。

学部・学科、研究科・専攻： _____

学生氏名（自署）： _____

㊞

<大学からのお知らせ>

- ・ 本調査票は、障がいのある学生で修学支援等を希望する方のみ提出して下さい。
- ・ 本調査票の内容は、希望する修学支援等に関すること以外には利用しません。
- ・ 氏名を自署できない場合は、キャンパス学務課へご相談ください。

【問い合わせ先一覧】

本部学務部学生課	電話	078-794-6631
神戸商科キャンパス経営部学務課	電話	078-794-5209
姫路工学キャンパス経営部学務課	電話	079-267-4826
播磨理学キャンパス経営部学務課	電話	0791-58-0102
姫路環境人間キャンパス経営部学務課	電話	079-292-1513
明石看護キャンパス経営部学務課	電話	078-925-9404
神戸情報科学キャンパス経営部総務学務課	電話	078-303-1901
淡路緑景観キャンパス経営部学務課	電話	0799-82-3125
豊岡ジオ・コウノトリキャンパス経営部学務課	電話	0796-34-6079